

権利擁護セミナー

「障害者差別解消法」が施行されて2年、全国的に差別解消条例を制定する動きが広まってきています。

この度西宮市手をつなぐ育成会では、明石市の先駆的な実践を参考に、参加者それぞれの立場から2年後の制定を目指す西宮市の差別解消に関する条例の実現に向けて考える機会となればと明石市の条例制定に関わってこられた青木志帆さんを講師としてお招きし、権利擁護セミナーを開催いたします。

また、楽しく分かりやすい知的障がい疑似体験ワークショップも用意していますのでお楽しみに。

関心のある方、ぜひご参加ください。

日時：平成30年12月6日（木）13:00～15:30

場所：西宮市総合福祉センター別館B1B2

内容：○講演 「差別のないまちづくりを目指して」

講師：明石市社会福祉協議会事務局相談支援室
権利擁護支援課 権利擁護推進担当課長
青木 志帆氏

○知的障がい疑似体験ワークショップ

定員：90名（定員になり次第締め切り）

参加費：無料

主催：一般社団法人西宮市手をつなぐ育成会

後援：西宮市／西宮市教育委員会

西宮市肢体不自由児・者父母の会／西宮市難聴児親の会

この事業は、兵庫県知的障害児者生活サポート協会の権利擁護事業助成金を活用して実施します。

【お問い合わせ先】



一般社団法人

西宮市手をつなぐ育成会

〒663-8241 西宮市津門大塚町1-47

TEL 0798-33-7713 FAX 0798-33-7743

Eメール teni-tewo@nishi-ikusei.jp

○明石市の取り組み

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、行政機関や民間の事業者に対して「障がいを理由とする差別的な取り扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮」の提供を求めています。

同法では合理的配慮の提供を民間事業者には努力義務としていますが、明石市は条例で義務化、全国初の助成制度を作り、費用負担を減らすことで民間事業者の合理的配慮を後押ししています。

○知的障害疑似体験

知的障がいや発達障がいの特性は、パッと見ただけでは分かりにくいこともあり、疑似体験はほとんど行われてきませんでした。

そこで、その障がい特性の一部を体験していただくためのワークを各地の「手をつなぐ育成会」が主となって開発し、障がい理解を深めていただく活動を行っています。

お申込み

Eメール又はFAXにて、育成会事務所までお申し込みください。

申し込み締め切り：11月25日(日)

権利擁護セミナー 参加申し込み

◇ お名前 _____

◇ 事業所名または所属等 _____

◇ ご連絡先 TEL _____ FAX _____

FAX 0798-33-7743